

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）利用案内



ひとり親家庭等で、保護者の仕事が夜間にわたり、お子さんの養育が困難であり、他に養育する方がいない場合、児童福祉施設において、夕方から午後10時頃までお子さんをお預かりします。
（ファミリー・サポート等の他の事業が利用できる場合は、他の事業等を利用します。）

対象者	市内に住所を有する、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童（18歳未満）
利用期間	最大6か月
利用時間	概ね16時～22時頃まで
利用施設	茨木市が委託する児童福祉施設（児童養護施設・母子生活支援施設）
利用要件	就業（残業等）のため
利用料金	世帯の住民税課税状況により負担あり（別表1）
施設への送迎	○保護者または保護者にかわる方が行ってください。 ○ただし、条件によっては施設による学校等と施設間の送迎が可能です。（要相談、要利用料）
申請時必要書類	①子育て短期支援事業申請書 *指定の様式があります。 ②申請理由を証する書類（就労証明書、夜間勤務証明書等） ③利用要件によりその他必要な書類 ④世帯の住民税課税状況、生活保護受給状況及び住民登録に関する確認への同意 * ④に関する確認ができない場合は、書類での証明が必要となります。

○利用料決定・住民登録確認に必要な書類（確認ができない場合のみ要提出）

生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	市役所生活福祉課 南館2階（18番窓口）	
その他の世帯	市・府民税課税証明書	市役所市民税課 本館2階（12番窓口）	1通300円
		北辰出張所	1通300円
		コンビニエンスストア	1通200円
全世帯	住民票（世帯員全員）	市民課 本館1階（1・2番窓口）	1通300円
		北辰出張所	1通300円
		コンビニエンスストア	1通200円

◆利用料（利用者負担金）日額単価（別表1）

区分		利用者負担金	送迎利用者負担金
生活保護受給世帯		0円	0円
市・府民税非課税世帯	ひとり親家庭	0円	0円
	その他の世帯	300円	100円
その他の世帯（課税世帯）		750円	200円

○ご利用にあたって

1.送迎について

施設への送迎は、保護者または保護者に代わる方が行ってください。（事前にご連絡ください）

ただし、条件によっては、施設により、学校等と施設間の送迎が可能な場合があります。（要相談、要利用料）

2.食事について

施設により、食事時間が若干異なります。

*アレルギー等食事に制限がある場合はご相談ください。

3.持ち物について

・保険証・子ども医療証の原本（コピー可の施設も有）が必要となります。

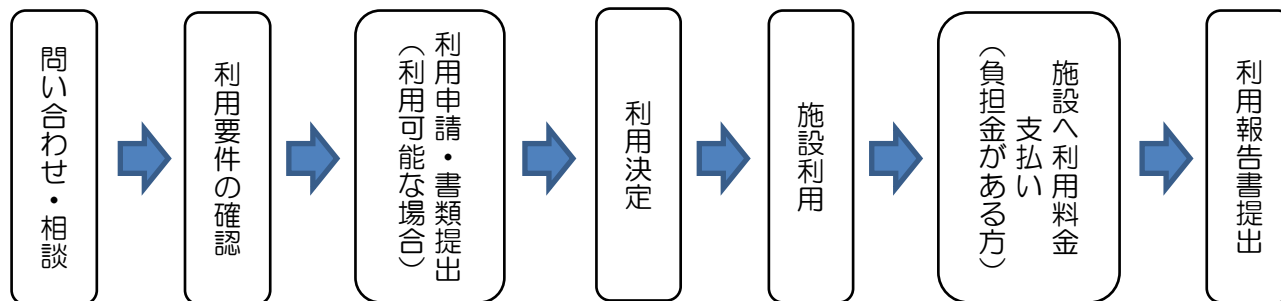
・全ての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。

・現金、携帯電話、ゲーム機等のお預かりはできません。

4.注意事項

- ・予約した時間は厳守してください。やむを得ず、送迎時間が変わる場合は、必ず「こども支援センター」に連絡してください。（月曜～土曜8:45～17:15以外の時間帯、日祝日は、直接施設に連絡してください）
- ・感染症罹患時のお預かりはできません。
- ・児童の健康状態によっては、お預かりをお断りする場合があります。また、お預かり後の健康状態によっては早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・集団生活となりますので、利用中に感染症にかかることもあります。ご了承ください。
- ・通園、通学している場合は、この制度を利用していることを、通園、通学施設へ連絡しておいてください。
- ・施設に損害を与えた場合は、保護者の方に別途負担していただく場合があります。

5.ご利用の流れ



【お問合せ】

茨木市立こども支援センター こども相談グループ

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号（文化・子育て複合施設おにクル2階）

☎072-624-0961

月曜～金曜（祝日、年末年始除く） 8：45～17：15

